

## 第9部 火山対策計画

### 第1章 火山対策の方針

#### 第1節 火山対策の目的（全機関）

本対策は、東京都が定めた火山対策のうち、区として伊豆諸島・小笠原諸島の島外避難時の応援協力の実施方針及び区と防災機関の富士山噴火降灰対策の推進を目的とした実施方針を定め、区民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とするものである。

#### 第2節 火山対策の構成（全機関）

火山対策は、島しょ地域における火山対策への応援協力事項、富士山噴火降灰対策があり、ここでは、これらのうち区及び防災機関として実施すべき措置事項を以下の構成でまとめる。

| 構成                   | 主な内容                              |
|----------------------|-----------------------------------|
| 第1章<br>火山対策の方針       | 火山対策の目的、火山対策の構成                   |
| 第2章<br>島しょ地域における火山対策 | 区が行うべき措置 等                        |
| 第3章<br>富士山噴火降灰対策     | 富士山噴火時に区及び防災機関等がとるべき<br>応急・復旧対策 等 |

## 第2章 島しょ地域における火山対策

### 第1節 島外避難者の受入（防災・危機管理課）

都の地域における火山は、すべて島しょ地域に存在しているため、火山災害の状況によっては、島外への避難が必要となることが予想される。

区は、都から避難者の受入れを指示された場合は、受入れ態勢を整備する。  
島しょから区へ避難してきた者の避難所の運営は移送元の町村が行い、区は運営に協力する。

## 第3章 富士山噴火降灰対策

降灰の影響をあらかじめ予測し、地域全体で火山災害に取り組み、災害を軽減するための災害予防計画を作成する。

降灰被害発生時の降灰情報の伝達、各防災機関の情報連絡体制、被害状況の把握、広報等について定め、円滑な応急・復旧対策活動を実施する。

### 第1節 富士山の現況等（防災・危機管理課）

#### 1 富士山の概要

- (1) 富士山は、フィリピン海プレート、北米プレート、ユーラシアプレートが接する地域に、静岡県及び山梨県の二県にまたがって位置しており、富士火山帯に属する玄武岩質の成層火山である。
- (2) 我が国に 108 存在する活火山の一つであり、活動度はランク B（100 年活動度又は 1 万年活動度が高い活火山）とされている。
- (3) 標高は 3,776m で我が国の最高峰であり、山体の体積は約 500 km<sup>3</sup>で我が国の陸域で最大の火山である。
- (4) 山腹斜面の勾配は、標高 1,000m 以下では 10 度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは 40 度近くとなっている。
- (5) 都内からは、丹沢山地の後背に山頂部を望むことができ、区内には富士見などの地名が残っている。富士山山頂火口から千代田区までの距離は、約 100km となっている。

#### 2 富士山の活動史

- (1) 富士山の成り立ち  
富士山は、今から約 70~20 万年前に活動を開始し、噴火を繰り返すことで約 1 万年前に現在のような美しい円錐形の火山となったと考えられている。
- (2) 過去の活動  
それ以降も活発な火山活動を繰り返しており、過去の噴火で流れ出た溶岩が多く見つかっており、古文書等の歴史資料にも富士山の噴火の記述がある。
- (3) 富士山の区分  
ア 富士山は、約 10 万年から 1 万年前まで活動した「古富士火山」と、それ以降、現在まで活動を続ける“新富士火山”に区分されている。

## 第9部 火山対策計画

### 第3章 富士山噴火降灰対策

- イ “古富士火山”は、それ以前からあった小御岳火山の南斜面で噴火を開始し、爆発的噴火を繰り返すとともに、活動末期には、複数回の山体崩壊（表層の崩壊ではなく深部に至る崩壊）が発生した。
- ウ “新富士火山”は、山頂火口及び側火口（山頂以外の山腹等の火口）からの溶岩流や火碎物（火山灰、火山礫などの碎けた形で噴出されるもの）の噴出によって特徴づけられ、噴火口の位置や噴出物の種類などから 5 つの活動期に分類できる。

新富士火山の主な噴火活動期

宮地（1988）に基づく

| 活動期 | 年 代                        | 主な噴火口の位置 | 噴火の特徴                               |
|-----|----------------------------|----------|-------------------------------------|
| I   | 約 11,000 年前<br>～約 8,000 年前 | 山頂と山腹等   | 多量の溶岩流の噴出<br>噴出量は、新富士火山全体の 8～9 割に及ぶ |
| II  | 約 8,000 年前<br>～約 4,500 年前  | 山 頂      | 溶岩流の噴出はほとんどなく、間欠的に比較的小規模な火碎物噴出      |
| III | 約 4,500 年前<br>～約 3,200 年前  | 山頂と山腹等   | 小・中規模の火碎物噴火や溶岩流噴火                   |
| IV  | 約 3,200 年前<br>～約 2,200 年前  | 山 頂      | 比較的規模の大きい火碎物噴火が頻発                   |
| V   | 約 2,200 年前以降               | 山腹等      | 火碎物噴火と溶岩流噴火                         |

#### (4) 最近の活動

平成 12 年（2000 年）10 月から 12 月及び翌年 4 月から 5 月にかけて、富士山直下の深さ 15km 付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されず、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかった。

## 3 富士山における噴火の特徴

これまでに分かっている「新富士火山」の噴火の主な特徴は、次のとおり。

- (1) 噴火のタイプは、火碎物噴火、溶岩流噴火及びこれらの混合型の噴火で、少數ではあるが火碎流の発生も確認されている。
- (2) 山頂火口では繰り返し同一火口から噴火しているが、側火口では同一火口からの再度の噴火は知られていない。
- (3) 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約 2,200 年前以降で最大の火碎物

噴火は宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞觀噴火である。

- (4) 古文書などの歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも 781 年以降 10 回の噴火が確認されている。

#### 4 国による検討

- (1) 平成 12 年（2000 年）10 月から 12 月及び翌年 4 月から 5 月には、富士山直下の深さ 15km 付近を震源とする低周波地震の多発が観測され、改めて富士山が活火山であることが認識された。仮に噴火した場合には、他の火山とは比較にならない広範かつ多大な被害や影響が生じるおそれがあるため、平成 13 年（2001 年）7 月に、国、関係する県及び市町村により「富士山火山防災協議会」が設立（のちに東京都も参加）され、火山防災対策の確立のため、平成 16 年（2004 年）6 月に富士山ハザードマップが作成された。
- (2) ハザードマップの作成においては、過去 3,200 年間の噴火活動の実績を踏まえて、火口範囲の想定、溶岩流、火碎流、融雪型火山泥流、降灰、噴石、土石流といった各現象について、数値シミュレーション等により、到達範囲等が求められた。
- (3) 富士山の噴火に伴う被害として想定されたものには、次のようなものがある。

|              |   |
|--------------|---|
| 火山活動に起因する現象  | 溶岩流、噴石、降灰、火碎流、火碎サージ、水蒸気爆発、岩屑なだれ、融雪型火山泥流、噴火に伴う土石流、噴火に伴う洪水、火山性地震（地殻変動）、津波、空振、火山ガス |
| 火山活動に起因しない現象 | 斜面表層崩壊、豪雨等に伴う土石流、豪雨等に伴う洪水、雪泥流、岩屑なだれ、落石  |

- (4) 平成 16 年（2004 年）6 月には、同協議会において、同ハザードマップを基に、国、県、市町村が役割分担を明確にしたうえで互いに協働して行う広域的な防災対策、並びに富士山が日本でも有数の観光資源であることに配慮した防災対策について具体的な検討を行うこととなり、平成 17 年（2005 年）9 月に「富士山火山広域防災対策」としてとりまとめられ、中央防災会議に報告された。

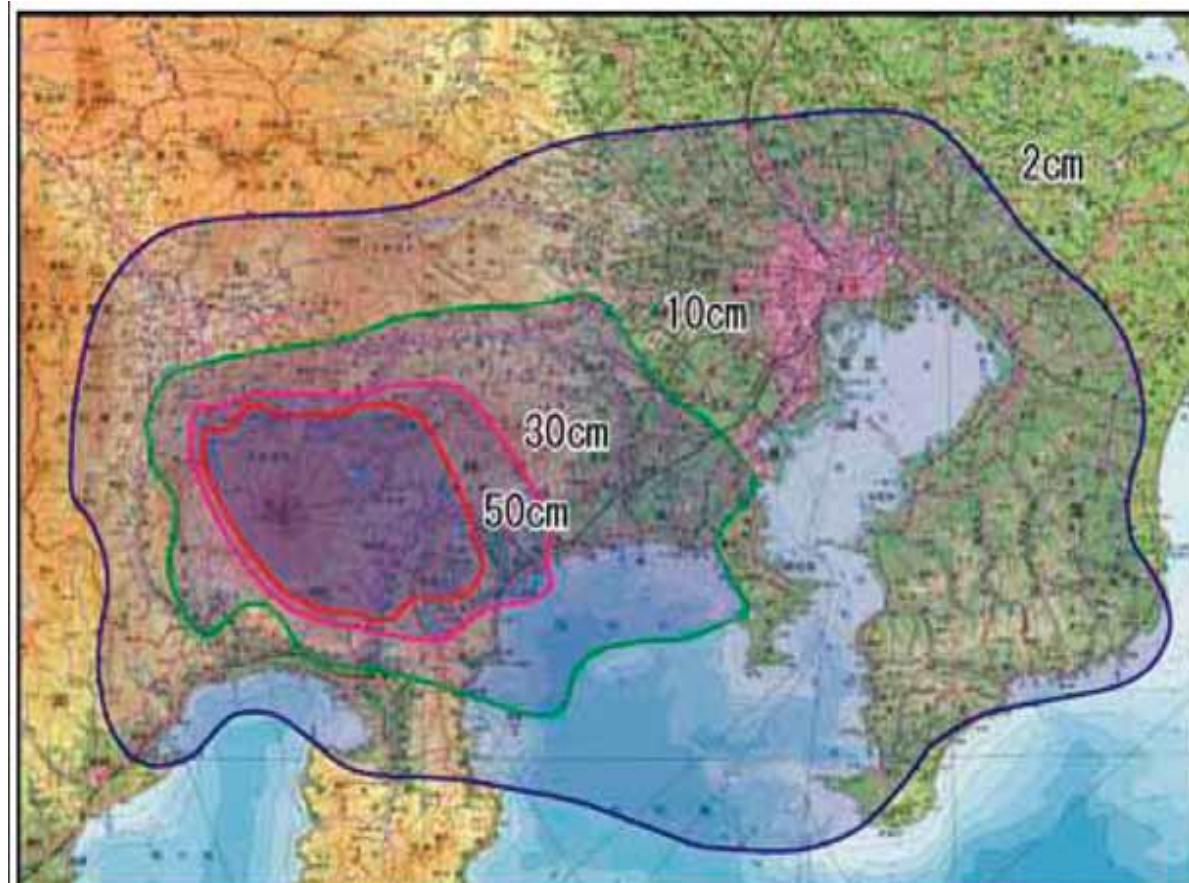
#### 5 噴火による被害想定

- (1) 被害想定
- ア 本計画では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が、平成 16 年（2004 年）6 月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を計画の基礎とする。
- イ 区は、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流や火碎流などの被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定される。
- ウ 実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節など、様々な条件によって変化する。
- エ 噴火の規模と被害の概要は、次のとおり。

| 区分     | 内 容   |                                       |
|--------|---|---------------------------------------|
| 噴火の規模等 | 規 模   | 宝永噴火と同程度                              |
|        | 継続期間  | 16 日間                                 |
|        | 時 期   | ①梅雨期 ②その他の時期                          |
| 被害の原因  | 降灰  |                                       |
| 被害の範囲  | 都内全域  |                                       |
| 被害の程度  | 千代田区 2~10cm 程度<br>(八王子市及び稻城市の一部 10cm 程度、その他の地域 2~10cm 程度) |                                       |
| 被害の概要  | 降灰に伴うもの   | 健康被害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響 |
|        | 降灰後の降雨等に伴うもの  | 洪水、泥流、土石流にともなう人的・物的被害                 |

参考：「東京都地域防災計画 火山編（平成 21 年修正）」

(2) 降灰予想図（降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲）



出典：富士山火山広域防災対策基本方針より

## 第2節 災害予防計画（全機関）

### 1 予防計画の作成

富士山噴火に伴う降灰による被害は、都市においては、少量の火山灰であっても、社会的影響が大きい。降灰の影響をあらかじめ予測し、災害の発生をできるだけ軽減するために、火山災害の特性を踏まえて災害予防計画を作成する。

予防計画の実行にあたっては、各防災機関等との連携のみならず、地域に根ざしたボランティア等の市民団体や自主防災組織、あるいは、それらの相互の連携・支援を通して、個人と組織、団体と団体等の繋がりを育成・強化し、地域全体で火山災害に取り組むといった地域体制を組み立て、それらを維持していくことも重要であり、都とともにこれらの進め方について検討する。

### 2 火山観測

#### （1）国の火山観測体制

| 気象庁       | 東京大学地震研究所    | 防災科学技術研究所   | 他の国の機関     |
|-----------|--------------|-------------|------------|
| 【常時観測】    | ・ 地震計 26     | ・ 地震計 4     | 産業技術総合研究所、 |
| ・ 地震計 4   | ・ 傾斜計 4      | ・ 傾斜計 4     | 国土地理院、海上保安 |
| ・ G P S 2 | ・ 全磁力計 11    | ・ 電磁気観測 3   | 庁が、地殻変動観測、 |
| ・ 空振計 1   | ・ G P S 14   | ・ 歪計 1      | 準測定等の観測を実  |
| ※現地観測     | ・ 潮位計 3      | ・ 地中電界変動計 1 | 施している。     |
| 随 時       | ・ 傾斜・歪計 4    | ・ 雨量計 4     |            |
| 遠望観測      | ・ 電磁気観測 6    | ・ 気圧計 1     |            |
| 毎 日       | ・ 地中温度計 1    | ・ 風速計 1     |            |
|           | ・ CO2 土壌ガス 1 | ・ 重力計 1     |            |
|           |              | ・ 水位計 1     |            |

(2) 気象庁の実施する火山観測

| 区分      | 内容   |
|---------|--|
| 振動観測    | 地震計により、火山及びその周辺に発生する火山性地震、火山性微動を観測する。                    |
| 地殻変動観測  | GPSや傾斜計等により、マグマの活動等に伴って生じる火山地域での膨張や収縮、傾斜変化等の地殻変動を観測する。   |
| 表面現象の観測 | 監視カメラ等により、噴煙の状態や噴出物等の観測を行う。また、空振計により、火山噴火等に伴う空気振動を観測する。  |
| その他の観測  | 磁力計により、マグマの活動等に伴う地磁気の変化を観測する。また、噴気地帯等の噴気温度やガス等を定期的に観測する。 |

### 3 区民等の防災行動力の向上

第2部第7章第1節に準じた方法により、下記の事項について普及啓発していく。

- (1) 日頃から報道機関、都、区を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、予報や降灰予報などを理解しておく。
- (2) 降灰に備え、マスクやゴーグルなどを用意しておく。  
震災時と同様に水、食料等を最低3日分程度備蓄しておく。
- (3) 降灰を屋内に侵入させないための対策や、家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- (4) 降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。
- (5) 事業所は、噴火から区への降灰までには一定の時間的猶予があることから、交通機関等に影響が及ぶ前に従業員等を早期帰宅させる。

## 第3節 災害応急・復旧対策計画（全機関）

### 1 応急活動体制

第3部第1章に準ずる

### 2 情報の収集・伝達

#### (1) 火山（降灰）情報

気象業務法に基づき、気象庁からFAXによる伝達される予警報等についてNTT東日本から受信する。

| 火山情報    | 内 容  |
|---------|--|
| 噴火警報    | 気象業務法第13条の規定により、気象庁地震火山部火山課火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響が及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」（略称は「火口周辺警報」）として発表する。 |
| 噴火予報    | 気象業務法第13条の規定により、気象庁地震火山部火山課火山監視・情報センターが、噴火警報を解除する場合や、火山活動が静穏（平常）な状態が続くことが予想される場合に発表する。   |
| 噴火警戒レベル | 火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもの。噴火警報・予報に含めて発表する。   |

#### (2) 降灰予報

気象庁は、平成20年（2008年）3月31日から、降灰予報の発表業務を開始した。

##### ア 発表基準

噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合

##### イ 内容

噴火発生から概ね6時間後までに降灰が予想される地域

##### ウ 発表時期

第1報は噴火の概ね30～40分後。噴火の様態や継続状況等を観測して、必要に応じ第2報を発表。その後も噴火が継続した場合は、必要に応じて発表。

### (3) 情報の伝達

降灰に関する重要な情報について、気象庁、関係機関から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、住民の防災市民組織等に通報するとともに、警察機関等の協力を得て住民に周知する。

#### 情報連絡体制

千代田区地域防災計画第3部第2章第2節に準ずる

都内の降灰の状況は、下記の経路を通じて気象庁地震火山部火山課火山監視・情報センターに集約される。



降灰調査項目は、下記のとおりである。

- ア 降灰の有無・堆積の状況
- イ 時刻・降灰の強さ
- ウ 構成粒子の大きさ
- エ 構成粒子の種類・特徴等
- オ 堆積物の採取
- カ 写真撮影
- キ 降灰量・降灰の厚さ※
- ク 構成粒子の大きさ（詳細）※

（※可能な場合）

降灰の強さ（火山観測指針 気象庁（1999）を一部改変）

| 階級 | 解説                             |
|----|--------------------------------|
| 1  | 降っているのがようやくわかる程度               |
| 2  | 降っているのが明確にわかり、10～20分で地上を薄く覆う程度 |
| 3  | 降灰のため山は見えず、10～20分で厚さ1mm以上積もる程度 |

東京都及び各県から収集した降灰の情報は、気象庁地震火山部火山課火山監視・情報センターで取りまとめ、「富士山の火山活動解説資料」として公表される。解説資料は、都、区市町村、関係防災機関に伝達される。

第4節 相互応援協力・派遣要請（防災・危機管理課、陸上自衛隊、その他の機関）

第3部第3章に準ずる

## 第5節 警備・交通規制（警察署）

降灰による被害発生時には、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、区民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期することが必要である。

第3部第4章に準ずる

## 第6節 避難（防災・危機管理課、保健福祉部）

### 1 避難態勢

第3部第9章第2節に準ずる

### 2 避難所の開設

第3部第9章第3節に準ずる

### 3 防疫・衛生管理

第3部第8章第3節に準ずる

### 4 災害時要援護者の安全確保

第3部第10章に準ずる

### 5 動物愛護

第3部第8章第4節に準ずる

## 第7節 火山降灰対策用物資の備蓄（防災・危機管理課）

火山降灰対策用として、区では

- (1) 火山灰対応用防塵マスク、粉じん対策用ゴーグルの配備
  - (2) 火山灰の清掃用具としてほうき・塵取りの配備
  - (3) 火山灰を回収するためのごみ袋の配備
  - (4) 収集した火山灰の運搬用の折りたたみリヤカーの配備
- を行っていく。

## 第8節 救援・救護（警察署、消防署）

第3部第6章及び第3部第8章第1節、第2節に準ずる

なお、消防署の態勢は次のとおりとする。

- 1 救助・救急活動は原則として特別救助隊及び救急隊が連携し、救急資機（器）材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。
- 2 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業所との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。
- 3 救急活動にあたっては、区、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。
- 4 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車及び人員輸送車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。
- 5 警視庁、自衛隊、東京 DMAT、自主防災組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。

**第9節 交通機関の応急・復旧対策（まちづくり推進部、第一建設事務所、首都高速、東京国道事務所、東京都交通局、JR東日本、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道）**

**(1) 道路**

降灰により、道路、その他の道路施設が被害を受けた場合、道路管理者は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

活動態勢等について、第3部第5章第2節及び第3部第17章第1節に準ずる

**(2) 鉄道**

降灰により、鉄道施設が被害を受けた場合、鉄道管理者は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

活動態勢等については、第3部第17章第2節に準ずる

また、帰宅困難者への対応については、第3部第11章第3節に準ずる

## 第10節 ライフライン等の応急・復旧対策（水道局中央支所、下水道局 中部下水道事務所、東京電力、東京ガス、NTT東日本）

電気、水道、電話等の施設は、日常生活の基幹をなすものであり、これらの施設が被災した場合、その影響は極めて大きい。このため、これらの施設においてそれぞれの活動体制を確立し、応急対策活動を迅速に実施しなければならない。

第3部第16章第1節～第5節に準ずる

### 【水道局中央支所】

#### (1) 活動態勢

##### ア 活動方針

###### (ア) 給水対策本部の設置

- 災害の発生により、水道施設に甚大な被害が発生した場合など、一定の要件に該当する場合は、局内に局長を本部長とする給水対策本部を設置し、応急対策諸活動を組織的に進める。

###### (イ) 情報連絡活動

- 復旧活動、応急給水活動等を適時適切に行うため、あらかじめ情報連絡の連絡系統、手段等を定め、正確な情報を迅速に収集・伝達する。
- 被害状況等の情報収集は、一般加入電話及び専用回線を利用した震災情報システム等を活用して行う。
- 一般加入電話及び震災情報システムが使用できない場合は、通信の疎通状況を勘案して次の通信手段を用い、給水対策本部内における情報連絡を行う。
  - ・ 水運用専用電話
  - ・ 東京都防災行政無線
  - ・ 水道業務用移動無線
  - ・ 衛星携帯電話

###### (ウ) 復旧活動

- 净水施設の被害については、速やかに復旧活動を行う。

###### (エ) 広報活動

- 都本部と連携しながら、被害、復旧の状況等を適時適切に広報し、混乱を防止するよう努める。

##### イ 職員の活動態勢

- 職員は、発災時には、その所属する部署において、あらかじめ指定された応急対策に従事することを原則とし、状況に応じて、必要な職員を確保する。
- 夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合は、局の災害対策職員住宅に入居している職員及びあらかじめ指定された管理職員等の初動要員により

初動態勢を確保する。

- 都水道局職員で不足する人員は、都本部を通じて都各局、自衛隊及び他の地方公共団体等に応援を求める。

(2) 応急対策

ア 貯水施設

- 原水の濁度上昇に対処するため、凝集剤等を使用し、濁度の低減を図る。

イ 浄水施設

- 原水の濁度上昇による処理能力の低下、沈殿汚泥の堆積、ろ過閉塞など水処理への不具合が生じないよう薬品の適切注入、沈殿池清掃及びろ過池洗浄等の措置を速やかに行う。

- 浄水場の処理能力低下など被害が発生した場合は、他の比較的被害が少ない浄水場を活用し、水配系統の連携で対応する。

(3) 復旧対策

ア 浄水施設

- 浄水施設の被害については、速やかに復旧活動を行う。

【下水道局中部下水道事務所】

- 降灰時においては、汚水、雨水の疎通に支障のないように必要な措置を講じる。

(1) 降灰による被害発生時の活動態勢

- 被害の状況に応じ、職員の配置を行い、下水道施設の降灰被害に対し、迅速に復旧活動を行う。

- 被害が大規模で、復旧に緊急を要する場合に協力を得ることができるよう、都下水道局では民間団体と応急復旧業務に関する協定及び細目協定を締結している。

(2) 復旧対策

ア 災害復旧用資器材の整備

- 迅速に復旧活動を実施するため、水再生センター及びポンプ所に備蓄する。また、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体に対し資器材の備蓄について協力を求める。

イ 管きょ

- 管きょ内に降灰が流入し、つまりが生じた場合は、管きょ内清掃等必要な措置を講じる。

- 工事中の箇所においては、請負者に被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資器材の補給を行わせる。

ウ 水再生センター・ポンプ所

- 降灰の流入による施設の機能低下を防止するため、施設を点検し、異常が確認された場合は、必要な措置を講じる。

- 停電が発生した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機などの非常用

## 第9部 火山対策計画

### 第3章 富士山噴火降灰対策

発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水機能を確保する。

- 非常用発電機と電力貯蔵型電池を組み合わせることなどにより、電源の信頼性向上を図る。
- 建物その他の施設には、火山災害に備え、特に防護の必要のあるものに対しては、所要の資機材を備蓄する。

#### (3) 下水道施設の復旧計画

- 被害が発生したときは主要施設から漸次復旧を図る。
- 復旧順序については、まず水再生センター、ポンプ所、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、樹・取付管の復旧を行う。

#### (4) 市町村との役割分担

- 単独公共下水道や流域関連公共下水道の復旧活動等については、その市町村の定める地域防災計画による。都下水道局は、必要に応じて市町村への技術支援を実施する。

## 第11節 宅地等の降灰対策（防災・危機管理課、まちづくり推進部、都 市整備局、国土交通省）

(1) 火山噴火によって降灰が長時間続いた場合は、宅地や公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動や区民の社会生活に著しい障害をもたらすこととなる。

このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い機能を取り戻す必要がある。各関係機関は、平時から緊密な情報交換を行う必要がある。

宅地に降った火山灰は、所有者または管理者が対応することが原則である。しかし、一般の区民では対応が困難な対策については、区が対応する。

各関係機関の対応は、次のとおりである。

| 機 関 名                        | 内 容   |
|------------------------------|---|
| 区                            | 宅地の降灰について、以下の対策を行う。<br>1 降灰予報やその他火山情報の把握<br>2 宅地の降灰運搬<br>3 収集した降灰の処分<br>4 測定機器の設置・測定<br>5 被害額の算定・報告 |
| 都 都 市 整 備 局                  | 降灰予報やその他火山情報の把握や測定機器の設置、測定手法、被害額の算定等について指導を行うとともに、国に対して、被害状況や被害額等の報告・進達を行う。                         |
| 国 土 交 通 省<br>都 市 ・ 地 域 整 備 局 | 都及び区市町村からの降灰による宅地・公園等の被害状況等の報告に基づいて、復旧対策の助成措置等を講じる。   |

## 第12節 火山灰の収集及び処分（環境安全部、まちづくり推進部、都）

### (1) 火山灰の収集・運搬

- ア 火山灰の除去は、原則として、土地所有者又は管理者が行うものとする。
- イ 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努めるものとする。
- ウ 火山灰の収集・運搬については、区及び各施設管理者が行うものとする。

### (2) 火山灰の処分・最終処分場の確保

- ア 火山灰の処分の方法については、関係機関との検討を踏まえ、今後詳細に決定する。
- イ 富士山噴火に伴う火山灰の海洋投棄については、火山灰は基本的に土砂として施設管理者や市町村が処分する必要があるが、桜島のように日常的に降灰に見舞われている地域を含めても、大規模降灰に備えた火山灰の除去手段や処分場は用意されていない。ただし、大規模降灰は非常に低頻度であることから、全ての市町村が大規模降灰に備えて火山灰処分場や除灰機材を確保しておくことは現実的ではない。なお、海洋への投棄は原則として禁止されている。
- ウ 都は、都内で処分場の確保ができない場合に備え、広域的な処分を検討するとともに、国に働きかけていくことから、区はこの方針に従うものとする。  
降灰の状況により仮置場が必要となる場合に備え、区は仮置場予定地として第3部第13章第3節に準じ、外濠公園を指定する。